

# 一般質問発言通告書

発言順位 7番

下記事項について質問をしたいので、会議規則第51条第1項の規定により通告します。

令和6年 11月 26日

三島市議会議長 堀江 和雄 様

三島市議会議員 15 番 高田 康子

質問事項1	避難所における連絡方法について
具体的内容	三島市では、災害時に向けた防災訓練を、市長任命を受けた三島市防災指導員や、消防団で活発に行っております。この時期は毎週のように避難訓練が各地区で行われています。 三島市のHPの地区防災計画にも市民の生命、身体及び財産を災害から保護し社会秩序と公共の福祉の確保を図るため、防災会議において毎年検討を加え必要に応じて修正をしておりますとあり、毎年検討修正をさせていただいているのを見て安心しておりますが三島市には日本国籍のほかにも54か国の国籍の方が住民として住まわれており、うれしい事に三島市にも、インバウンド、旅行で海外の方が沢山訪れているのが、見て取れるようになりました。 そのような中、30年以内に70%~80%の確率で起きると言われている南海トラフ地震、東海地震などの対応に外国の方々の避難についてどのように考えているのかを伺います。
	1 インバウンド、旅行中の外国の方が災害にあった場合三島市ではどのような対応をされるのか。 2 緊急事態の中、外国の方々の避難所の状態についてどのあたりまで想定しているか。 3 老若男女、外国の方など、誰でもわかりやすいアイテムとして各避難所共通の絵カードの導入の可能性はあるのか。
質問事項2	住宅確保要配慮者の支援について
具体的内容	住宅確保要配慮者とは低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを有する者、その他住宅確保に特に配慮を有する者を指すのですが、近年の不景気により仕事を失う人も増え、50代、60代の再就職も難しく、低所得者やひとり親、高齢者を抱えている独身の方など、生活がままならない方も増えてきております。家賃が重くのしかかっている、安価な家賃先に転居したくても出来ず、動きが取れずに家賃滞納など悪化の一途をたどってしまったと言うお話も耳に入ってまいります。 住宅確保要配慮者の中でも、一番の原因は貧困でヤングケアラー問題にも関連してしまっていますが両親が病気で働けなくなり貧困に至ってしまう。年金世帯でも、病気になっていってしまうとあっという間に以前の生活に戻れなくなってしまうケースも多々あります。 これから寒くなり生命も危ぶまれる状況の方もいらっしゃる事だと思います。先日、空き家対策として、国土交通省の空き家対策担い手強化・連携モデル事業の採択を受け『空き家等対策ガイド』を作成し、専門家10団体と連携協定を締結したり、空き家や住居に非常に興味関心が高くなっています。また、支援の一つに、ひとり親家庭であるなら、母子父子寡婦福祉協議会資金貸付制度がありますが、これは転居先の自治体で申し込むことになっておりますことから、三島市の現状を伺います。
	1 三島市においてのひとり親に限らず転宅資金の扱いについてどのようになっているのか。 2 居住支援について進展はあったのか。 3 今後の三島市は居住支援についてどのように進め、居住支援法人の方々とどのような関係性を築いていくのか伺う。